

# 第VII章 西方遺跡第14次確認調査

## 第1節 調査にいたる経緯と経過

### 1-1. 調査にいたる経緯(表10)

茅ヶ崎市下寺尾351、440番の民有地に対して、土地所有者から公有地化について相談を受けた茅ヶ崎市教育委員会は、その取り扱いについて検討を始めた。当該地は『史跡「下寺尾官衙遺跡群」保存活用計画』における今後現状保存を目指す地区に含まれ、さらに、「国指定史跡下寺尾西方遺跡」の本質的価値である環濠集落の内側に位置しており、関連する遺構が残存する可能性があることから、神奈川県教育委員会に追加指定の手続きの相談を行った。

その結果、両史跡の本質的価値が現代までの開発行為等により失われていないことを確認する必要があると指導され、土地所有者の協力を得て試掘調査を実施し、堆積土の残存状況を確認することとなった。

### 1-2. 調査地点の現況と調査区の設定(第5図、図版2)

今回の調査地点は市道7281号線(大岡越前通り)と市道0111号線(香川駅前通り)が交差する丁字路の南西に広がる畠地の一画で、敷地は北から南に緩く傾斜し、標高は北側市道際で約14.6～14.8m、TP3を設定した南東部で約13.7mを測る。

下寺尾440番は市道7281号線に面した一枚の畠である。調査時、作物は植え付けられていなかったがその後の耕作に影響を及ぼすことが少ないように、敷地北側にTP1、南側境界付近にTP2を設定した。位置は任意で、両区とも1m×1mの正方形区画である。

下寺尾351番は市道0111号線の西側に位置し、史跡指定を受けた西方遺跡第5次確認調査地点(第4図29)に隣接する。現況は広葉樹も繁茂する荒れ地で、掘削可能な位置を選んで1m×1mのTP3を設定した。

表10 発掘調査に係る調整および届出等の文書6(第14次確認調査)

文書種別・内容	文書番号	日付	発信者	受信者	備考
1 埋蔵文化財所在有無の照会					
所在有無の照会			事業主	市教委	
2 出土品の手続き					
埋蔵物の発見届	3茅教社第930号	令和3年11月19日	市教委教育長	茅ヶ崎警察署長	
埋蔵文化財保管証の提出	3茅教社第931号	令和3年11月19日	市教委教育長	県教委教育長	
文化財認定の通知	文遺第52113号	令和3年12月10日	県教委教育長	事業主	市教委経由

\*名称・職名の略記

県教委：神奈川県教育委員会 市教委：茅ヶ崎市教育委員会

### 1-3. 調査体制

調査主体 茅ヶ崎市教育委員会

調査担当 加藤大二郎(社会教育課)

調査補助 高橋桃子(社会教育課)

調査支援 株式会社カナコ一

### 1-4. 調査の経過

今回の調査目的は古代以前の遺構が残存する可能性をつかむことで、掘削深度は第Ⅰ層を除去した所までと計画した。調査区も  $1m \times 1m$  のテストピット 3か所、計  $3m^2$  と狭く、掘削はすべて人力で行った。確認調査は令和3(2021)年11月16日に実施した。

掘削完了後、調査区底面の精査と壁面土層の観察を行い、平断面図の作成と写真撮影で記録を取った。

測量は、周辺調査で使用した既知点から座標移動し機械点を設定、トータルステーションで三次元座標値を求め、方眼紙にプロットした。写真撮影は一眼レフデジカメで行った。

## 第2節 調査地点の状況

### 2-1. TP1(第28図、図版15)

北側を通る市道際から2mほど入った敷地北部に  $1m \times 1m$  のテストピットを設定した。地表面高度は14.5mで厚さ約0.2mの表土を掘削し、堆積土の状況を精査した。

第Ⅰ層は宝永テフラを含む暗褐色土で、上部はトラクターで耕耘され非常に軟らかい。宝永テフラの一次堆積層(第Ⅱ層)は残存せず、調査区底面で橙色スコリア少量を含むしまりの良い暗褐色土が確認された。その特徴から標準土層第Ⅲ層に相当すると考えられる。

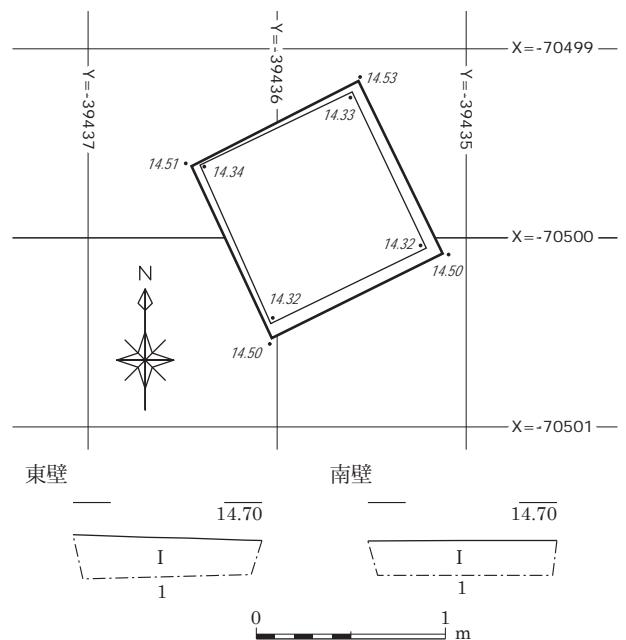
本調査区では遺構の掘り込みは確認されず、出土遺物もなかった。

### 2-2. TP2(第29図、図版15)

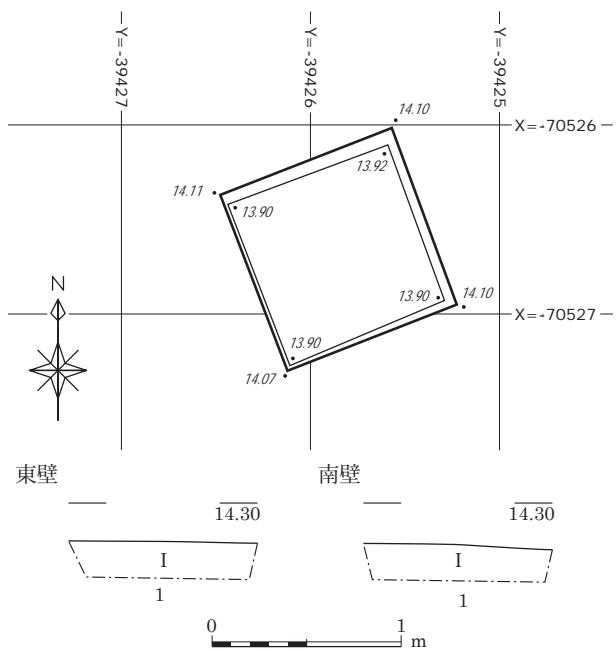
TP1の南南東約28m、南側の敷地境界付近に  $1m \times 1m$  のテストピットを設定した。地表面高度は14.1mで厚さ約0.2mの表土を掘削し、堆積土の状況を精査した。

TP1同様、第Ⅰ層は宝永テフラを含む暗褐色土で、上部はトラクターで耕耘され非常に軟らかい。宝永テフラの一次堆積層(第Ⅱ層)は残存しない。

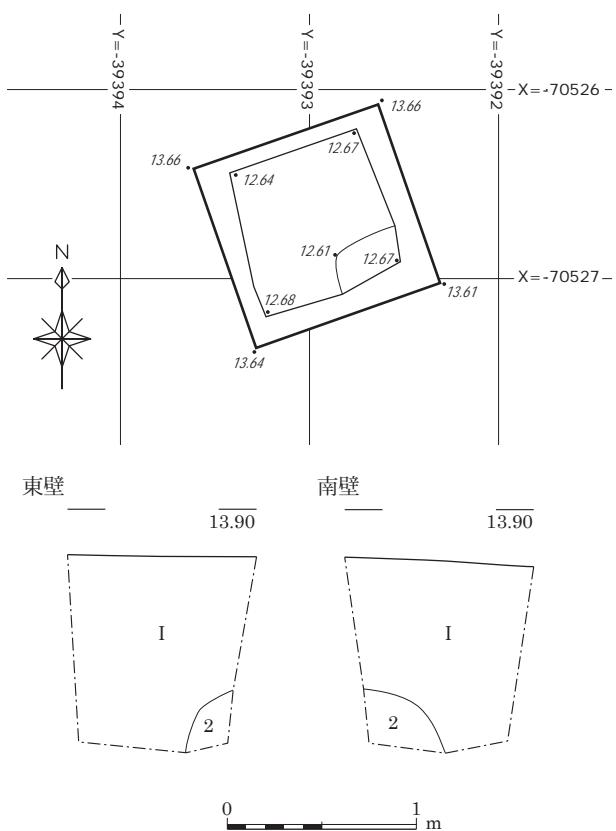
調査区底面の状況もTP1と変わらず、橙色スコ



第28図 第14次調査TP-1平断面図(1/40)



第29図 第14次調査TP-2 平断面図(1/40)



第30図 第14次調査TP-3 平断面図(1/40)

リア少量を含むしまりの良い暗褐色土が確認されたが、色調はやや黒味が増す。標準土層第Ⅲ層に相当すると思われるが、若干下がった部分が露出したとも考えられる。

本調査区では遺構の掘り込みは確認されなかったが、表土中から弥生土器の小片1点2.5gが出土した。小片のため図示できなかった。

### 2-3. TP3(第30図、図版15)

現況は荒れ地で、掘削可能な位置を選んで1m×1mのTP3を設定した。西方遺跡第5次確認調査地点の西約7mに位置する。地表面高度は約13.7mで雑草に覆われている。人力で約1m掘り下げ底面と壁面を精査したところ、多くの部分では表土を除去しきれていたが、調査区東隅で台地本来の堆積土が確認されたため、掘削を完了した。

本調査区の表土も第I層であるが、深い位置まで根が伸びている。東隅で残存する第2層は多量の橙色スコリアと径の大きい黒色スコリアを含むしまりの良い黒褐色土で、標準土層第V層に相当すると考えられる。

第I層が深く、遺構の存在は確認できなかったが、表土中から土師器壊1点3.1gが出土した。小片のため図示できなかった。

### 第3節 小 結

調査の結果、各調査区において表土直下において本来の堆積土を確認することができた。

TP1とTP2は標高差が0.4mあり、約28m離れているが一枚の畑であり、堆積状況もほぼ同様であった。約0.2mの耕作土の下は標準土層第Ⅲ層と思われる暗褐色土が残存したことから、この地区での相模原台地本来の地形が改変されず残っている可能性が高いと推測される。

調査区底面が第Ⅲ層であったとすると古代遺構の確認面には達していないと想定される。狭い調査範囲であることも含め、遺構が確認されず、出土遺物もわずかであったことも妥当と考えられる。

TP3はTP2の東方約33mに位置し、地表面高度も約0.4m低い。地表下約0.7mで標準土層第Ⅴ層に相当すると考えられるスコリア質の黒褐色土が調査区の一部で残存したが、深度1mでも第Ⅰ層を除去することはできなかった。東側の第5次確認調査地点でも、地表面高度14.1～14.2mに対して約0.75mの表土があり、その下は第Ⅴ層が残存する状況が報告されている（三戸ほか2019）。次章で報告する第15次調査地点でも表土が厚く、第Ⅲ層が確認できない状況であり、TP3と似た様相と言える。部分的な確認状況のため断定はできないが、近世以降のある時期にこの地点で深く掘削する必要がある土地利用がなされたと推測される。

一方、下寺尾官衙遺跡群に関連した東側区画溝が第12次調査で確認され（第5図：茅ヶ崎市教育委員会2022）、本書第Ⅱ章で報告した第8次調査では弥生時代中期のV字溝が確認された。

このような周辺状況と本地点の土層残存状況を踏まえ、古代における「下寺尾官衙遺跡群」と弥生時代中期環濠集落の「下寺尾西方遺跡」に関連する遺構・遺物が残存している可能性は十分あると判断した。

以上のことから、当該地において「国指定史跡下寺尾官衙遺跡群」と「国指定史跡下寺尾西方遺跡」の本質的価値が残存している可能性が高いと考えられるため、史跡への追加指定に向けて地権者、県教育委員会、文化庁と協議を進める必要がある。



写真7 調査地点遠景〔南東から〕 画面右側の道路が大岡越前通り